

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令の一部を改正する政令案 新旧対照条文  
 ○化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令（昭和四十九年政令第二百二号）  
 （傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（第一種特定化学物質）</p> <p>第一条 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（以下「法」という。）第二条第二項の第一種特定化学物質は、次に掲げる化学物質とする。</p> <p>一〇三十三 （略）</p> <p>三十四 ペルフルオロオクタタン酸（別名PFOA）若しくはペルフルオロアルカン酸（構造が分枝であつて、炭素数が八のものに限る。次号ハにおいて同じ。）又はこれらの塩（以下「PFOA若しくはその異性体又はこれらの塩」という。）</p> <p>三十五 ペルフルオロオクタタン酸関連物質（次に掲げる化学物質をいう。以下同じ。）</p> <p>イ 一・一・一・二・二・三・三・四・四・五・五・六・六・七・七・八・八―ヘプタデカフルオロ―八―ヨードオクタタン（別名ペルフルオロオクチルヨージド。以下「ペルフルオロオクチルヨージド」という。）</p> <p>ロ 三・三・四・四・五・五・六・六・七・七・八・八・九・九・十・十・十―ヘプタデカフルオロデカン―一―オール（別名八・二フルオロテロマーアルコール。以下「八・二フルオロテロマーアルコール」という。）</p> <p>ハ イ及びロに掲げるもののほか、炭素原子と直接に結合するペンタデカフルオロアルキル基（炭素数が七のものに限</p>	<p>（第一種特定化学物質）</p> <p>第一条 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（以下「法」という。）第二条第二項の第一種特定化学物質は、次に掲げる化学物質とする。</p> <p>一〇三十三 （略）</p> <p>三十四 ペルフルオロオクタタン酸（別名PFOA。以下「PFOA」という。）又はその塩</p> <p>（新設）</p>

る。)を有する化合物であつて、自然的作用による化学的変化によりペルフルオロオクタノ酸又はペルフルオロアルカン酸を生成する化学物質として厚生労働省令、経済産業省令、環境省令で定めるもの

三十六 (略)

2| 厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣は、前項第三十五号ハの厚生労働省令、経済産業省令、環境省令の制定又は改正の立案をしようとするときは、あらかじめ、第十一条の表の上欄に掲げる大臣ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げる審議会等(国家行政組織法(昭和二十三年法律第二百十号)第八条に規定する機関をいう。)の意見を聴くものとする。

(第一種特定化学物質が使用されている場合に輸入することができない製品)

第七条 法第二十四条第一項の政令で定める製品は、次の表の上欄に掲げる第一種特定化学物質ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げる製品(日本国内において生産される同種の製品により代替することが困難であり、かつ、その用途からみて輸入することが特に必要なものとして経済産業大臣が指定するものを除く。)とする。

第一種特定化学物質	製品
一〇十七 (略)	(略)
十八 PFOA若し	(略)

三十五 (略)  
(新設)

(第一種特定化学物質が使用されている場合に輸入することができない製品)

第七条 法第二十四条第一項の政令で定める製品は、次の表の上欄に掲げる第一種特定化学物質ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げる製品(日本国内において生産される同種の製品により代替することが困難であり、かつ、その用途からみて輸入することが特に必要なものとして経済産業大臣が指定するものを除く。)とする。

第一種特定化学物質	製品
一〇十七 (略)	(略)
十八 PFOA又は	(略)

3   法第二十五条の政令で定める用途は、次の表の上欄に掲げる (経過措置)	1・2 附則 (略)	十九   ペルフルオロ オクタン酸関連物 質	くはその異性体又 はこれらの塩
		二十   (略)	一   はつ水性能又ははつ油性能を与えるための処理をした生地 二   消泡剤 三   はつ水剤、はつ油剤、防汚剤及び繊維保護剤 四   光ファイバー及びそのコーティング剤 五   消火器、消火器用消火薬剤及び泡消火薬剤 六   はつ水性能又ははつ油性能を与えるための処理をした衣服 七   はつ水性能又ははつ油性能を与えるための処理をした床敷物 八   床用ワックス

(新設)	1・2 附則 (略)	十九   (略)	その塩
		(略)	(新設)

期日までの間、同表の中欄に掲げる第一種特定化学物質について、同表の下欄に掲げる用途とする。

期日	第一種特定化学物質	用途
令和七年十二月三日	八・ニフルオロテロマーアルコール	<p>穿刺若しくは切開を伴う方法又は人の体内に植え込む方法で用いられる医療機器の製造に使用する合成樹脂の原料となる「(三・三・四・四・五・五・六・六・七・七・八・八・九・九・十・十・十一ヘプタデカフルオロデシル)オキシ」プロパンニールメタクリラートの製造</p>
令和十八年十二月三十一日	ペルフルオロオクチルヨージド	<p>医薬品の製造に使用する「一・一・二・二・三・三・四・四・五・五・六・六・七・七・八・八・八・八」ヘプタデカフルオロ</p>

オクタン（別名ペルフルオロオクチルブロミド）の製造

4| 法第二十八条第二項の政令で定める製品は、当分の間、次の表の上欄に掲げる第一種特定化学物質について、同表の下欄に掲げる製品とする。

第一種特定化学物質	製品	(略)	(略)	(略)
PF <sub>6</sub> O <sub>2</sub> A若しくはその異性体又はこれらの塩	(略)	(略)	消火器、消火器用消火薬剤及び泡消火薬剤	質
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

3| (経過措置)  
法第二十八条第二項の政令で定める製品は、当分の間、次の表の上欄に掲げる第一種特定化学物質について、同表の下欄に掲げる製品とする。

第一種特定化学物質	製品	(略)	(略)	(略)
PF <sub>6</sub> O <sub>2</sub> A又はその塩	(略)	(略)	(新設)	(新設)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)



改正案	現行
<p>（所掌事務）</p> <p>第一条 中央環境審議会（以下「審議会」という。）は、環境基 本法第四十一条第二項及び第三項に規定するもののほか、化学 物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和四十八年法律 第百十七号）第五十六条、資源の有効な利用の促進に関する法 律（平成三年法律第四十八号）第三十三条第三項、特定化学物 質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法 律（平成十一年法律第八十六号）第十八条及びプラスチックに 係る資源循環の促進等に関する法律（令和三年法律第六十号） 第四十六条第五項並びに化学物質の審査及び製造等の規制に関 する法律施行令（昭和四十九年政令第二百二号）第一条第二項 の規定に基づきその権限に属させられた事項を処理する。</p> <p>2 （略）</p>	<p>（所掌事務）</p> <p>第一条 中央環境審議会（以下「審議会」という。）は、環境基 本法第四十一条第二項及び第三項に規定するもののほか、化学 物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和四十八年法律 第百十七号）第五十六条、資源の有効な利用の促進に関する法 律（平成三年法律第四十八号）第三十三条第三項、特定化学物 質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法 律（平成十一年法律第八十六号）第十八条及びプラスチックに 係る資源循環の促進等に関する法律（令和三年法律第六十号） 第四十六条第五項の規定に基づきその権限に属させられた事項 を処理する。</p> <p>2 （略）</p>

改正案	現行
<p>（化学物質審議会）</p> <p>第百条 化学物質審議会は、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和四十八年法律第百十七号）第五十六条及び特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（平成十一年法律第八十六号）第十八条並びに化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令（昭和四十九年政令第二百二号）第一条第二項の規定に基づきその権限に属させられた事項を処理する。</p> <p>2 （略）</p>	<p>（化学物質審議会）</p> <p>第百条 化学物質審議会は、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和四十八年法律第百十七号）第五十六条及び特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（平成十一年法律第八十六号）第十八条の規定に基づきその権限に属させられた事項を処理する。</p> <p>2 （略）</p>



改 正 案	現 行
<p>（所掌事務）</p> <p>第一条 薬事審議会（以下「審議会」という。）は、厚生労働省設置法第十一条第一項に規定するもののほか、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和四十八年法律第百十七号）、エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）、資源の有効な利用の促進に関する法律（平成三年法律第四十八号）、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成七年法律第百十二号）、特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（平成十一年法律第八十六号）及びプラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（令和三年法律第六十号）並びに化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令（昭和四十九年政令第二百二号）の規定に基づきその権限に属させられた事項を処理する。</p>	<p>（所掌事務）</p> <p>第一条 薬事審議会（以下「審議会」という。）は、厚生労働省設置法第十一条第一項に規定するもののほか、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和四十八年法律第百十七号）、エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）、資源の有効な利用の促進に関する法律（平成三年法律第四十八号）、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成七年法律第百十二号）、特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（平成十一年法律第八十六号）及びプラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（令和三年法律第六十号）の規定に基づきその権限に属させられた事項を処理する。</p>